# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大分県国東市長

#### 公表日

令和5年8月2日

#### I 関連情報

連絡先

税務課 収納対策係

_1	
1. 特定個人情報ファイル	しを取り扱う事務
①事務の名称	市税及び保険料の徴収及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	国税徴収法・地方税法等の規定に基づき、市税(個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税)・介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納管理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納・還付に関する事務 ②滞納処分(執行停止も含む。)の実行及び管理に関する事務。 ③滞納処分に係る実態調査及び財産調査に関する調査。
③システムの名称	Acrocity3(総合収納管理)、THINKTAX(滞納整理システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	L名
滞納者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16、30、59、68項並びに内閣府・総務省令第16号
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20号
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	-訂正-利用停止請求
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の	評価対象の事務の対象人数は何人か		1万人以上10万人未	⊧満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		15年7月31日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年7月31日 時点				
3. 重大事	故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類 アンファイン				
[    基礎	項目評価	[書]			<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 基礎項目評価書</li><li>2) 基礎項目評価書及び</li><li>3) 基礎項目評価書及び</li></ul>	「重点項目評価書 「全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項[	目評価書において、リス <sup>・</sup>	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。	)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	<b>外</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

### 変更箇所

期に係る説明	提出	提出時期	変更後の記載	変更前の記載	項目	変更日
		事後	情報提供の根拠 なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項並 びに内閣府・総務省令第20号	情報提供の根拠なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20号	I 関連情報4法令上の根拠	令和3年7月30日
		事後	令和5年7月31日時点	令和2年10月1日時点	Ⅱしきい値判断項目1対象人 数と2取扱者数	令和5年7月31日